

会 則

第1条(名称)

本会は日本 SIDS・乳幼児突然死予防学会(Japan SIDS Research Society)と称する。

第2条(目的)

本会は SIDS (乳幼児突然死症候群)および乳幼児に突然死をもたらす疾患に関連する学術的な研究を行い、会員相互間の連絡・交流を促進することによって、これらの疾患の病態を解明し、予防法を確立することを目的とする

第3条(事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学術集会の開催
- 2 学会雑誌、ニュースレターなどの発行
- 3 各種の学術的調査
- 4 SIDS および乳幼児に突然死をもたらす疾患の啓発および発生防止のための諸事業
- 5 国際ならびに各国の関連学会、研究会との提携および連絡
- 6 その他本会の目的を達成するための諸事業
- 7 事業年度は当年度学会開催日から次年度学会開催前日までとする

第4条(事務局)

本会の事務局は(株)メディカ出版(〒532-8588 大阪市淀川区宮原3-4-30 ニッセイ新大阪ビル16F TEL 06-6398-5048 FAX 06-6398-5071)内におく。

第5条(会員の資格)

本会会員の資格は本会の目的に賛同する医師・医療従事者ならびに自然科学者、学術研究者で入会を希望するものとする。

第6条(入会)

本会へ入会しようとする者は所定の入会申し込み用紙に必要事項を記載し、理事会の承認を得たのち、当該年度の会費を添えて申し込みするものとする。

第7条(会員の権利)

本会の会員は次の権利を有する。

- 1 本会の主催する学術集会への参加
- 2 ニュースレター、関連資料の授受

第8条(役員)

本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 1名 理事長 1名 理事 若干名 評議員 若干名 監事 2名 顧問 若干名

第9条(役員の職務)

本会役員の職務は次の通りとする。

- 1 会長は学術集会を主催する
- 2 副会長は会長を補佐する
- 3 理事長は会長とともに理事会を組織し、本会の運営に関する事項を審議する
- 4 評議員は評議員会を組織し、重要事項を審議する
- 5 監事は会務を監査する

第10条(顧問)

本会に細則第1条8にて定める顧問をおくことができる。

第11条(役員任期および年齢制限)

会長、副会長の任期は1年とする。理事、評議員、監事、顧問の任期は3年とし再任を妨げない。

- 1 理事、評議員、監事は70歳を超えて選挙に応募できないものとする。ただし、顧問はこれに含めない。

第12条(名誉会員)

本会に名誉会員をおくことができる。名誉会員は以下の条件を満たす者とし、議決権を有しないが評議員会に出席することができる。

- 1 本学会の発展に貢献した年齢65歳以上の会員で、会長・理事経験を有し、理事会の推薦を受けた者

第13条(会員の除名)

理事長は次の各号に該当するときは理事会および評議員会の議を経てこれを除名することができる。

- 1 本会の名誉を傷つけたまたは本会の目的に違反する行為があったとき
- 2 会費を2年以上滞納したとき

第14条(会計年度および会費)

本会の会計年度は暦年とし、会員は別に定める年会費を年度内に納入しなければならない。

第15条(会則の変更)

本会則は評議員会において出席者の過半数の賛同を得て変更することができる。

- 付則
1. 本会則は平成27年3月6日より施行する。
 2. 本会則施行の日をもって、平成24年5月10日施行の会則は廃止する。

(平成6年5月27日制定)

(平成8年2月3日改定)

(平成11年2月11日改正)

(平成12年2月5日改正)

(平成15年3月8日改正)

(平成16年2月28日改正)

(平成22年7月10日改正)

(平成24年5月10日事務局所在地変更のため改正)

(平成27年3月6日改正)

細 則

第1条 役員の選出

- 1 会長：会長は理事会が推薦し、評議員会の議を経て総会に報告するものとする。
- 2 副会長：副会長は次期会長候補として理事会が推薦し、評議員会の議を経て総会に報告するものとする。
- 3 理事：理事は評議員から選出され、評議員会において承認を得たものとする。
- 4 監事：監事は理事会が推薦し、評議員会において承認を得たものとする。
- 5 理事長：理事長は理事会から選出され、理事会において承認を得たものとする。
- 6 評議員：評議員は理事会の推薦する会員で、評議員会において承認を得たものとする。
- 7 各種委員会委員および委員長：各種委員会委員および委員長は理事会の推薦する会員で理事会において承認を得たものとする。
- 8 顧問：顧問は本学会の理事経験者で、理事会が推薦し、評議員会において承認を得たものとする。

第2条 会議

- 1 総会：総会は学術集会開催時に会長が召集する。
- 2 理事会：理事長は必要により理事を召集し、あるいは通信理事会により議決を求めることができる。また理事長は顧問および症例検討委員会委員長を理事会に招集することができる。
- 3 評議員会：評議員会は学術集会開催時に理事長が召集し、あるいは通信評議員会により議決を求めることができる。

第3条 会費

会費は年額 8,000 円とする。
名誉会員・顧問は年会費を免除することができる。

第4条 諮問機関

本会には本学会諮問機関として症例検討委員会を置くことができる。

第5条 細則の変更

本細則は評議員会において出席評議員の過半数の賛同を得て変更することができる。

付則 1. 本細則は平成 22 年 7 月 10 日より施行する。

2. 本細則施行の日をもって、平平成 16 年 2 月 28 日施行の細則は廃止する。

(平成 6 年 5 月 27 日制定)

(平成 8 年 2 月 3 日改定)

(平成 11 年 2 月 11 日改正)

(平成 12 年 2 月 5 日改正)

(平成 15 年 3 月 8 日改正)

(平成 16 年 2 月 28 日改正)

(平成 22 年 7 月 10 日改正)